

# 青森市民病院臨床研修プログラム

令和7年度



青森市民病院

# 目 次

はじめに（病院長）	1
研修理念（厚生労働省）	2
青森市民病院臨床研修プログラム概要（令和7年度採用）	3
青森市民病院臨床研修医募集要項（令和7年度採用）	7
各科研修プログラム	
内 科	9
糖尿病・内分泌内科	12
循環器内科	14
消化器内科	17
救急医療	19
外 科	21
麻 酔 科	24
整形外科	26
地域医療	27
小 児 科	28
産婦人科	34
精 神 科	36
一般外来	37
脳神経外科	39
心臓血管外科	41
泌尿器科	43
眼 科	45
耳鼻いんこう科	47
リハビリテーション科	49
放射線科	51
病理診断科	52
保健・医療行政	54
応募書類（様式）	
臨床研修申込書	
研修希望調査票	
履歴書	

## はじめに

当院は、自然に恵まれ、四季の移ろい美しい県都青森市の中核病院として、地域医療の確保、地域医療水準の向上に努めています。高度医療や救急医療にも積極的に取り組み、質の高い医療の提供を心がけています。

また、新医師臨床研修制度開始当初から臨床研修病院としての指定を受け、新たに臨床の世界に踏み出す若い医師の育成に取り組んできました。

当院では、研修医を含めた医師同士はもちろんのこと、他職種の職員間の連携も密で、日々活発な議論が交わされ、診療や院内でのイベントに一丸となって取り組んでいます。

当院で多忙ながらも充実した2年間を過ごし、自ら描く将来の医師像を確固たるものにしてください。

青森市民病院長  
豊木 嘉一



## 研修理念

臨床研修は、医師が、医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない。

(厚生労働省)

# 青森市民病院臨床研修プログラム概要（令和7年度採用）

## I プログラムの名称

青森市民病院臨床研修プログラム

## II プログラムの目的と特徴

本プログラムは、新医師臨床研修制度の研修理念に基づき、各科領域にわたる基本的な知識、技能及び態度などの診療能力を修得するための研修を行うことを目的とする。

本プログラムは、基幹型臨床研修病院内での研修だけでなく、地域の協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設と連携した研修内容とし、医療の社会的重要性を体得できるよう構成している。また、研修科目は必修分野のほか、救急医療で遭遇することの多い診療科目を取り入れ、到達目標が十分に達せられるよう構成するとともに、選択科目の研修期間も十分に確保し、基本的診療能力の修得と将来のキャリア形成に資することの双方を実現できる内容としている。

## III プログラム責任者

豊木 嘉一（院長・臨床研修管理室長）

## IV プログラムの管理運営体制

青森市民病院研修管理委員会（以下「研修管理委員会」という。）を設置し、研修プログラムの管理・運営を行う。同時に定期的に研修の進行状況の確認・評価、臨床研修に関連する事項についての協議、決定を行う。

また、協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設との密な連携を保ち、研修の管理・運営を実施する。

研修管理委員会は、プログラムの修正及び改訂等も担当する。

## V 研修指導体制

- 1 各診療科に研修指導責任者及び指導医を配置する。
- 2 各研修医には、研修管理委員会がそれぞれに担任指導医を1名指名し、2年の全研修期間中におけるプログラム進行、病歴要約作成など研修全般の指導にあたる。
- 3 各診療科での研修期間中は、当該科毎に各研修医に指導医を配置し、指導

にあたる。指導医は研修医が受け持つ患者の診療に直接参加し、その診療場面での責任を担う。

## VI 研修スケジュール

当院における2年間のプログラムは以下のとおり。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年次	内科 (24週)					救急 (8週)	外科 (8週)	麻酔科 (4週)	整形外科 (4週)	選択科 (4週)		
2年次	地域医療 (4週)	小児科 (4週)	産婦人科 (4週)	精神科 (4週)	選択科 (36週)							

(上記はローテーションの参考例、4週は1月に相当する)

- 1 本プログラムによる研修期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間とする。
- 2 研修開始時の1週間をオリエンテーションに充てる。
- 3 1年次は、必修分野と規定された内科、救急部門、外科のほか、当院で必修と定める麻酔科、整形外科を研修し、残る4週は選択科研修に充てる。
- 4 2年次は、必修分野と規定された地域医療、小児科、産婦人科、精神科をそれぞれ4週ずつ研修し、残る36週は選択科研修に充てる。
- 5 内科研修は24週とし、3科（糖尿病・内分泌内科、循環器内科、消化器内科）を8週ずつローテートする。
- 6 外科研修は8週とし、一般外科において実施する。
- 7 救急部門は12週とし、8週をローテーションとして割り振り、残る4週は当院が必修科と定める麻酔科研修をこれに充てる。
- 8 救急部門の一環として麻酔科4週、整形外科4週を必修科目に加える。
- 9 一般外来研修は4週とし、内科、外科、地域医療の研修に含むものとする。
- 10 在宅医療研修は0.4週（2日）とし、地域医療の研修に含むものとする。
- 11 必修分野研修の規定期間及び当院が定める必修科研修の期間を除く40週は選択科研修期間とし、当院の診療科<sup>\*1</sup>、精神科及び保健・医療行政から選択して研修する。また、8週以内で松戸市立総合医療センター、弘前大学医学部附属病院、青森県立中央病院での研修を選択することも可能<sup>\*2</sup>。複数科を選択する場合は1科4週以上とする。
- 12 選択科研修の期間は必修分野研修の不足を補う期間に充てることができる。
- 13 研修科目の順序は研修医毎に適宜変更することができる。

※1、2 選択科目

青森市民病院	糖尿病・内分泌内科、循環器内科、消化器内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、心臓血管外科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、病理診断科
松戸市立総合医療センター	救急科
弘前大学医学部附属病院	血液内科、膠原病内科、呼吸器内科・感染症科、脳神経内科、腫瘍内科、呼吸器外科、皮膚科、形成外科、総合診療部
青森県立中央病院	リウマチ膠原病内科、血液内科、呼吸器内科、呼吸器外科、脳神経内科、皮膚科、形成・再建外科、緩和医療科、総合診療部

Ⅶ 協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設

1 協力型臨床研修病院

青森県立つくしが丘病院（精神科）	研修実施責任者：桐生 一宏
松戸市立総合医療センター（選択科）	研修実施責任者：村田 希吉
弘前大学医学部附属病院（選択科）	研修実施責任者：櫻庭 裕丈
青森県立中央病院（選択科）	研修実施責任者：小川 吉司

2 臨床研修協力施設

【地域医療】

(社)慈恵会 青森慈恵会病院	研修実施責任者：丹野 雅彦
盛ハート・クリニック	研修実施責任者：盛 勇造
森山内科クリニック	研修実施責任者：森山 裕三
外ヶ浜町国民健康保険外ヶ浜中央病院	研修実施責任者：藤田 均
おひさまクリニック	研修実施責任者：富山 月子
国民健康保険五戸総合病院	研修実施責任者：安藤 敏典
青森市立浪岡病院	研修実施責任者：高橋 敏之

【保健・医療行政】

青森市保健所	研修実施責任者：野村 由美子
東青地域県民局地域健康福祉部保健総室（東地方保健所）	研修実施責任者：立花 直樹
中南地域県民局地域健康福祉部保健総室（弘前保健所）	研修実施責任者：齋藤 和子

Ⅷ 研修内容と到達目標

- 1 臨床研修制度における「臨床研修の到達目標、方略及び評価」に準拠する。

- 2 診療科毎に研修内容と到達目標を設定する（診療科別プログラム参照）。

## IX 研修の方法

- 1 受け持ち医師（研修医）として患者を受け持ち、指導医（主治医）のもとで診療を行う。
- 2 受け持ち患者だけでなく他の患者についても積極的に検査・治療に参加し、幅広く研修する。
- 3 当該科関連の救急患者は、その都度救急外来にて指導医とともに診療する。
- 4 当該科における到達目標だけでなく、「臨床研修の到達目標、方略及び評価」を常に念頭に置いて、必修項目をもらさず研修する。
- 5 当該科関連項目だけでなく、合併症や基礎疾患（糖尿病、高血圧、その他）のうち必修項目に該当するものも、その都度チェックする。
- 6 病歴要約を要する項目については、速やかに作成し、提出を求められた時にすぐ提出できる状態にしておく。
- 7 臨床研修協力施設での研修は、当該施設の指導と研修スケジュールによるが、担任指導医との連絡も密にする。
- 8 院内のカンファレンス、教育関連行事のほか地域の研究会や学術講演会等にも積極的に参加することが望ましい。
- 9 研修の進捗状況の記録については、オンライン臨床教育評価システム（EPOC）を活用する。

## X 研修の評価

- 1 各科研修中は、「臨床研修の到達目標、方略及び評価」や当該科別研修内容と到達目標の各々について自己評価と当該科指導医による評価を行う。臨床研修制度において必要と規定された項目に対する病歴要約は、当該科指導医が評価する。評価結果は、プログラム責任者、研修管理委員会を経て病院長に提出し、検認を受ける。
- 2 必修分野研修終了時点で、研修管理委員会が研修医に履修が不十分な科目があると判定した場合は、当該科目について選択科研修期間を利用して研修を実施することとする。
- 3 研修修了の最終評価は研修管理委員会が担当する。評価結果は、研修管理委員会を経て病院長に提出する。

## XI 研修修了の認定

最終評価結果を認定後、病院長より臨床研修修了証を交付する。